

## 【運営事業費】 補助メニュー及び補助金額等について（案）

## ○補助メニュー及び補助金額等（案）

令和 8 年度供用開始を行う新たな民設民営学童クラブに対して、次の補助メニュー及び補助金額を予定しています。

なお、次の補助メニュー及び補助金額については、令和 6 年度の「子ども・子育て支援交付金」「東京都子供・子育て支援交付金」「東京都認証学童クラブ事業」の情報に基づいて作成しており、「子ども・子育て支援交付金」「東京都子供・子育て支援交付金」「東京都認証学童クラブ事業」の内容に変更があった場合は、次の補助メニュー及び補助金額についても変更する可能性があります。

※運営費補助については、令和 8 年度予算にて運営費補助に係る予算が市議会で議決された場合に交付することを前提としており、議決が得られない場合には運営費補助は交付しないこととし、市はその責任を負わない。

## 【運営費補助】

○放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援交付金)

○学童クラブ事業(東京都子供・子育て支援交付金)

補助基準額	補助対象経費
<p>1 基本額(1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(1) 構成する児童の数が 1 人以上 19 人以下の支援の単位</p> <p style="padding-left: 40px;">2, 629, 000 円－(19 人－支援の単位を構成する児童の数)×29, 000 円</p> <p>(2) 構成する児童の数が 20 人以上 35 人以下の支援の単位</p> <p style="padding-left: 40px;">4, 868, 000 円－(36 人－支援の単位を構成する児童の数)×26, 000 円</p>	<p>学童事業の実施に要する経費(飲食物費を除く。)</p>

<p>(3) 構成する児童の数が36人以上45人以下の支援の単位 4,868,000円</p> <p>(4) 構成する児童の数が46人以上70人以下の支援の単位 4,868,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)×75,000円</p> <p>2 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額)(長期休暇期間に1日8時間以上開所する場合) (年間開所日数－250日)×20,000円</p> <p>3 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1) 平日分(1日6時間を超え、かつ、午後6時を超えて開所する場合) 1日6時間を超え、かつ、午後6時を超えて開所する時間の年間平均時間数×421,000円</p> <p>(2) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 1日8時間を超えて開所する時間の年間平均時間×190,000円</p>	
---	--

○放課後児童クラブ支援事業(子ども・子育て支援交付金)

○学童クラブ支援事業(東京都子供・子育て支援交付金)

<p>障害児受入推進事業(1支援の単位当たり年額) 2,059,000円</p>	<p>障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するための経費</p>
--	---

賃借料補助(1支援の単位当たり年額) 3,374,000円	学童事業を新たに実施するために必要な賃借料(開所前月分の賃借料及び礼金を含む。)
放課後児童クラブ送迎支援事業 536,000円	送迎を行うためのバス等車両に係る燃料費

#### 備考

放課後児童健全育成事業及び放課後児童クラブ支援事業について、事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。)が12月に満たない場合は、補助基準額ごとに算定された金額に事業実施月数を12で除した数を乗じた得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

#### ○東京都認証学童クラブ事業

東京都認証学童クラブの運営基準を満たす事業者には、運営基準を満たすために必要となる経費として1支援の単位あたり、最大で6,187,000円の補助をします。